

団体傷害総合保険のご案内

正式名称：フルガード保険特約付帯普通傷害保険

地震・津波などの天災により
ケガをされた場合でも補償されます!!
(天災危険補償付)

団体割引、損害率による
割引適用で

28% 割安

損害率による割引は
天災危険特約には
適用されません。



申込み概要

申込締切：平成23年12月16日(金)各社の総務担当窓口までご提出ください。
保険料引落：平成24年4月給与より天引き開始
保険期間：平成24年2月25日午後4時から平成25年2月25日午後4時まで1年間
※保険期間中途での加入も可能です。補償期間、毎月の締切日等につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入者様へのお願い

安心してご加入頂くため、下記の10項目を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。



- 更新加入依頼書記載の氏名(ふりがな)についてご確認ください、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。
- 現在のご加入内容について保険金請求忘れがないか、今一度確認をお願いします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、すぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成24年2月25日以降の補償内容です。それ以前の補償内容とは異なりますので、ご注意願います。
- 事故のご連絡・ご相談は下記連絡先にて承ります。
静鉄保険サービス(株)(TEL 054-653-5007)
- 加入者票は加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りの加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。
- なお、パンフレットには、ご契約上の大切な事柄が記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
加入者票が到着するまでの間、パンフレット等に加入内容を記録し保管くださいますようお願いいたします。
- 加入者票のお届けは3月初旬頃となります。加入者票が到着するまでの間、当パンフレットや加入依頼書控等の加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、パンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- 加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性がございます。なお、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点の加入内容にて更新されます。
- ご加入後、加入内容変更や脱退を行う際には、変更日・脱退日より前にご連絡ください。
- 保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がございますが、終期までは補償を継続することが可能なケースがございますので、詳細はパンフレット記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。
- 加入内容変更をいただいてから1ヶ月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

お問い合わせ先

取扱代理店



静鉄保険サービス株式会社

静岡市葵区日出町8-3 静鉄日出町ビル2階 TEL.054-653-5007

引受保険会社
(ご意見・相談先)

東京海上日動火災保険株式会社 (担当課)静岡自動車営業部営業課

静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー12階 TEL.054-254-0282

ご加入内容に関する大切なお知らせ ※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

今回更新いただく団体傷害総合保険につきまして、保険料に一部変更があります。現在ご加入の方につきましては、上記申込締切日までにご加入者の方からのお申し出または引受保険会社からの連絡が無い限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の変更後の保険料・補償内容にて、引受保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店 静鉄保険サービス(株)TEL.054-653-5007までご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に、保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、本パンフレット9ページの「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認ください。記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、誤りがございましたら、取扱代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

団体傷害総合保険

フルガード保険特約付帯普通傷害保険

28%割引

団体割引20%・
損害率による割引10%

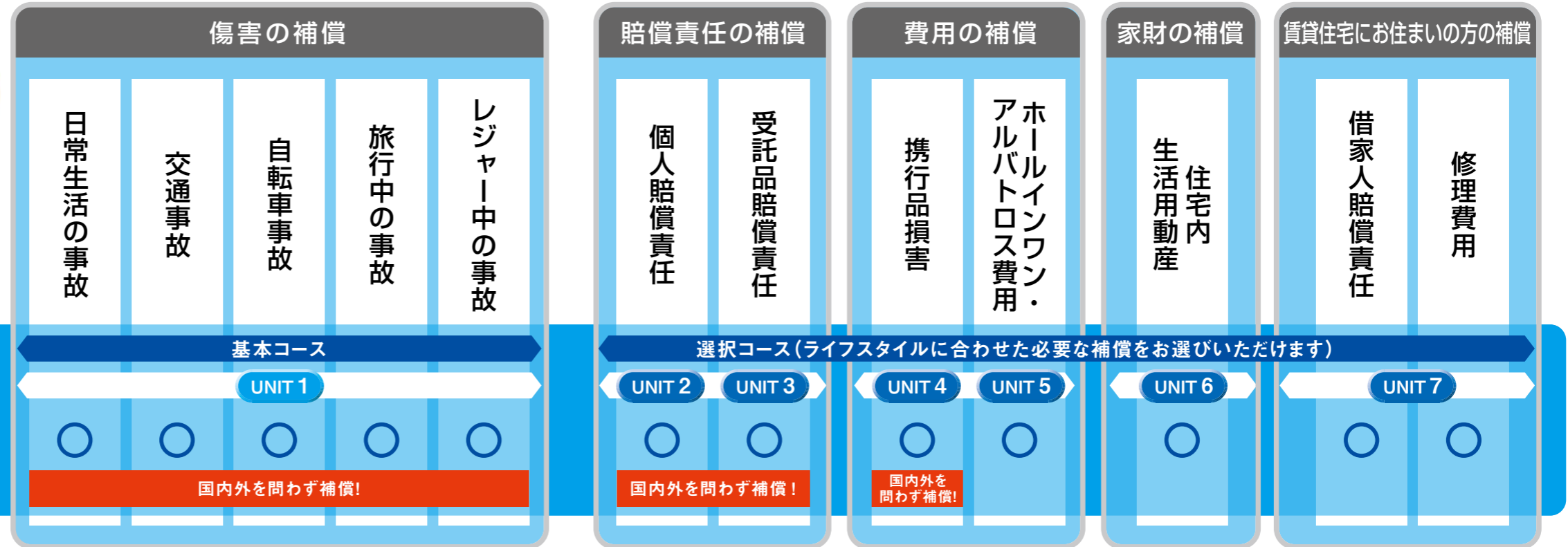
ライフスタイルに合わせて 必要な補償を選べる保険です。

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの5～7ページをご覧ください。



おすすめ!

**団体傷害
総合保険**



加入できる方の範囲

- ① 静鉄グループ社員等(団体の構成員)
※対象となる系列会社および社員等の範囲につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。
- ② 上記①の家族(家族とは、配偶者、子供、両親、兄弟および本団体の構成員と同居している親族をいいます。)
※社員本人のご加入が条件となります。

こんな場合に保険金をお支払いしました!

※過去3年間の支払例

傷害の補償 UNIT 1

事例1 従業員Aさんが階段で滑って転倒し、ケガ。

保険金 約82万円支払

事例2

従業員Bさんが、自動車運転中、後方より追突された。
※自動車保険とは別に支払われます。

保険金 約9万円支払



賠償責任の補償 UNIT 2

事例 従業員Cさんの飼っているペットが、通行人に噛みついて、通行人がケガ。

保険金 約2.6万円支払



費用の補償 UNIT 4

事例 従業員Dさんが、魚を釣り上げた際に自己所有釣り竿を損傷。

保険金 約5.8万円支払



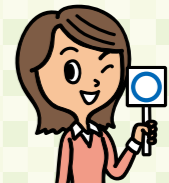
本制度の3つの特徴!!

その1 **保険料が割安!!**

団体割引、損害率による割引により28%の割引を実現!
※本年度の募集では団体割引20%(併せて損害率による割引10%)でご案内しておりますが、最終的な加入者数で保険料が変わる場合もございます。

その2 **退職後も安心!!**

ご退職されても団体割引・損害率による割引を適用しての引き続きのご加入が可能です。



その3 **ご家族の皆様もご加入可能!!**

配偶者・お子様・ご両親・ご兄弟・ご本人と同居のご親族の皆様も本制度にご加入できます(生計の同一性を問いません)。団体制度ならではの特典!
※社員本人のご加入が条件となります。

みなさまの日常生活をお守りします!

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの5~7ページをご覧ください。

このような場合に保険金をお受け取りいただけます。

地震発生時のケガも補償!!

基本コース

UNIT 1 傷害の補償

国内外を問わず、日常生活やスポーツ・レジャー等で起こるさまざまな「ケガ」に対応! ※ご病気による死亡、入院・通院などは対象になりません。

日常生活でのケガ



スポーツ中のケガ



旅行中のケガ



※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダーなど、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。特に危険な運動中のケガについても補償を希望する場合には、事前に取扱代理店にご連絡ください。

選択コース(特約)

賠償責任の補償

UNIT 2 個人賠償責任

買い物中に高価な商品を落として壊してしまった!



自転車で走行中に他人にケガをさせてしまった!
※業務上の賠償事故は対象外となります。



偶然な事故により他人にケガをさせる等、法律上の賠償責任を負った場合に1億円を限度に補償します。
※スポーツをしている者同士の事故では、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。

UNIT 3 受託品賠償責任



他人から借りたバッグを盗まれてしまった!

国内で他人から借りたもの、預かったものを国内外で損壊、紛失した、または盗まれた場合に20万円を限度に補償します。

費用の補償

UNIT 4 携行品損害



国内外を問わず補償 再調達価額を基準に補償(※)

ゴルフクラブがおれた

※内容につきましては、パンフレット6ページのお支払いする保険金額をご覧ください。

外出先で携行品を損壊した、または盗まれた場合に補償します。(紛失は除きます。)

UNIT 5 ホールインワン・アルパトロス費用



他の競技者1名以上と同伴し、ゴルフ場専属のキャディを補助者として、パー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合を言います。なお、キャディなしでも一定の条件を満たせば、保険金支払の対象となります。

ホールインワン祝賀会を開催した

ホールインワン・アルパトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用を補償します。

家財の補償

UNIT 6 住宅内生活用動産



国内のみ 再調達価額を基準に補償(※)

自宅内の家財が火災や盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合に補償します。

※内容につきましては、パンフレット6ページのお支払いする保険金額をご覧ください。

賃貸住宅にお住まいの方の補償

UNIT 7 借家人賠償責任

国内のみ

失火や破裂・爆発事故を起こし、貸主に対して法律上の賠償責任を負ったときに補償します。



修理費用

国内のみ

火災・落雷・破裂・爆発や風災など偶然な事故で、貸主との契約に基づきご自分の負担で部屋の修理をした場合に補償します。

【保険金額・保険料表】

基本コース

UNIT 1 傷害の補償	月額保険料 380円		
	保険金額(1口あたり)		
	5口まで加入可能	FA1	※口数の条件 社員本人≧社員の家族
被保険者の範囲	ご本人	配偶者	その他のご親族*1
死亡・後遺障害	100万円	—	—
入院保険金日額(注)	1,500円	—	—
通院保険金日額	1,000円	—	—

(注)手術保険金のお支払い額は、手術の種類に応じて入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍となります。

選択コース(特約)

UNIT 2 個人賠償責任	月額保険料 90円		
	保険金額		
	FB1		
個人賠償責任	1億円		
被保険者の範囲	ご本人・配偶者・その他のご親族*1		

UNIT 3 受託品賠償責任	月額保険料 140円		
	保険金額		
	FC1		
受託品賠償責任	20万円		
被保険者の範囲	ご本人・配偶者・その他のご親族*1		

UNIT 4 携行品損害	月額保険料				
	70円	110円	140円	170円	240円
	保険金額				
	FD1	FD2	FD3	FD4	FD5
携行品損害	10万円	20万円	25万円	30万円	50万円
被保険者の範囲	ご本人のみ				

UNIT 5 ホールインワン・アルパトロス費用	月額保険料			
	170円	250円	420円	830円
	保険金額			
	FE1	FE2	FE3	FE4
ホールインワン・アルパトロス費用	20万円	30万円	50万円	100万円
被保険者の範囲	ご本人のみ			

UNIT 6 家財の補償	月額保険料				
	1,090円	1,340円	1,530円	2,010円	2,830円
	保険金額				
	FF1	FF2	FF3	FF4	FF5
住宅内生活用動産	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円
被保険者の範囲	ご本人のみ*2				

UNIT 7 賃貸住宅にお住まいの方の補償	月額保険料				
	180円	250円	370円	480円	600円
	保険金額				
	FG1	FG2	FG3	FG4	FG5
借家人賠償責任	700万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円
修理費用	300万円				
被保険者の範囲	ご本人のみ*3				

免責金額(自己負担額) 修理費用...3,000円

左記保険料はご加入者数が団体医療保険と合算して1,000名以上の場合の保険料です。1,000人を下回った場合は損害率に変更があった場合には保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。

●左記の保険料は、ご加入者のご職業・職務を問わず一律の保険料とするために、前年契約のご加入者の職種区分をもとに、ご加入者全員のご職業・職務の割合を用いて平均化した保険料としたものです。職種にかかわらず左記保険料でご加入いただけますが、新規加入の方および継続加入の方で保険期間初日に職種区分が変更になっている場合には加入依頼書に職種をご記入いただけます。

A職:下記B職以外(事務従事者、販売従事者、教員、主婦、学生、無職の方など)

B職:農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造業者、建設業者

あなたのライフスタイルに合わせて、こんなプランをおすすめします!

おすすめプラン

旅行やスポーツが好きな方に

【基本補償】 傷害保険 UNIT 1

【オプション】 個人賠償責任 UNIT 2、受託品賠償責任 UNIT 3、携行品損害 UNIT 4

FA1 x2口 760円 + FB1 90円 + FC1 140円 + FD3 140円

おすすめプラン	月額保険料	1,130円
---------	-------	--------

ゴルフが趣味の方に

【基本補償】 傷害保険 UNIT 1

【オプション】 個人賠償責任 UNIT 2、携行品損害 UNIT 4、ホールインワン・アルパトロス費用 UNIT 5

FA1 x1口 380円 + FB1 90円 + FD3 140円 + FE2 250円

おすすめプラン	月額保険料	860円
---------	-------	------

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

	ご本人	配偶者	その他のご親族*1
傷害、住宅内生活用動産*2、携行品損害、ホールインワン・アルパトロス費用	○	×	×
個人賠償責任、受託品賠償責任	○	○	○
借家人賠償責任、修理費用*3	○	×	×

*1 ご本人または配偶者と生計を共にする同居の親族および別居の未婚のお子様をいいます。親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。この続柄は傷害および損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。
*2 住宅内生活用動産にご加入の場合は、被保険者の居住の用に供される保険証券記載の住宅内(敷地を含む)に所在する、被保険者または被保険者と生計を共にする親族(配偶者を含む)が所有する生活用動産が対象となります。
*3 借用戸室(住宅)の賃借名義人がご本人と異なる場合は、その賃借名義人を含みます。保険証券記載の被保険者住所の借用戸室が対象となります。

フルガード保険特約付帯普通傷害保険(団体用)

被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害(国内外補償) UNIT-1	死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、入院された場合	入院の日数(実日数)に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、入院保険金はお支払いできません。 (注)入院保険金支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
	手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、上記入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、病院または診療所において所定の手術を受けた場合「所定の手術」の詳細については、弊社のホームページ(http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/sick/operation.html)をご確認ください。	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院(往診を含みます。)による医師の治療を受けられた場合	通院の日数(実日数)に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院の日数」は、90日が限度となります。なお、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (注)入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みません。なお、職業病、テニス肩のような急性、偶然性、外来性を欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任(国内外補償) UNIT-2	日本国内外において、被保険者(保険の対象となる方)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故 ※ゴルフカート搭乗中の賠償責任担保特約が自動的にセッ トされます。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用、緊急措置に必要な費用等もお支払いすることができます。 (注1)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2)他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(*1) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●受託品に関する損害賠償責任 ●心神喪失中(泥酔中など)の損害賠償責任 ●自動車(ゴルフカートを除きます。)*2)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)および銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用などに起因する損害賠償責任。等 (*1)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセッ トされているため、テロ行為による損害賠償責任は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。 (*2)ゴルフ場のゴルフカート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象となりません。
受託品賠償責任(国内外補償) UNIT-3	次に掲げる間に被保険者(保険の対象となる方)が管理する受託品を損壊または紛失し、もしくは盗取されたことにより、受託品について正当な権利を有する者に対して、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ①受託品が被保険者の居住の用に供される住宅内に保管されている間 ②受託品が被保険者によって日常生活上の必要に応じて一時的に住宅外で管理されている間 ※受託品は日本国内で受託した財物に限り、以下のものは除きます。 ①通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物②貴金属、宝石、書画、骨董、彫刻、美術品その他これらに準ずる物③自動車(被牽引車を含みます。)、原動機付自転車、船舶(ヨット、モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機およびこれらの付属品④鉄砲、刀剣その他これらに準ずる物⑤被保険者が次に掲げる運動等を行っている間のその運動等のための道具・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダー搭乗等の危険な運動⑥動物、植物等の生物⑦建物(畳、建具その他これらに類する物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)*⑧門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物⑨公序良俗に反する物 等	保険期間を通じて受託品賠償責任保険金額を限度として損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いすることができます。 ※1損害賠償金については、1回の事故ごとに免責金額(自己負担額)5,000円(自己負担額)5,000円 ※2損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ※3他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●けんかや自殺行為・犯罪行為による損害 ●戦争・内乱・暴動等による損害*1 ●核燃料物質の有害な特性等による損害 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●差し押え、徴収、没収、破壊等、国または公共団体の公権力の行使による損害 ●原因のいかんを問わず、自然発火または自然爆発した受託品自体の損害 ●自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託品の電氣的、機械的事故による損害 ●屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による受託品の損壊 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、銃器(空気銃を除きます。)の所有・使用等に起因する損害賠償責任 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●被保険者に引き渡される以前から受託品に存在した、その受託品が通常有する性質や性能の欠如による損害 ●受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊に起因する損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 ●受託品を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) 等 *1「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセッ トされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害(国内外補償) UNIT-4	被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品(保険の対象)が偶然な事故によって損害を被った場合 (注)以下の物は保険の対象になりません。 ①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品③携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物⑤動物および植物⑥手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 等	保険期間を通じ携行品損害保険金額を限度として保険価額(再調達価額※)を基準に算定した損害額(1個(1組・1対)あたり10万円を限度とします。また乗車券・通貨などは合計5万円を限度とします。)をお支払いします。また、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いすることができます。 (注1)1回の事故ごとに損害額のうち免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。 (注2)他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象と同一の質・用途・規模・型・能力のものを再取得するのに要する金額。修理できる場合は修理費にもついで定めます。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害 ●戦争・内乱・暴動などによる損害(*) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如による損害 ●保険の対象である液体の流出による損害 ●被保険者の居住する住宅(敷地を含みます。)内で生じた事故による損害 ●自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 ●すり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害 ●偶然、外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故による損害 ●差し押え、徴収、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害 等 (*)[条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約]がセッ トされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
ホールインワン・アルバトロス費用(国内補償) UNIT-5	同伴競技者および同伴競技者以外の第三者(*1)の方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 対象となるホールインワンまたはアルバトロスは、アマチュアゴルファーが日本国内でパル-35以上の9ホールのゴルフ場を正規にラウンドし、1名以上の同伴競技者と共にプレー中のホールインワンまたはアルバトロスです。ただし公式競技の場合は、同伴競技者または同伴競技者以外の第三者(*1)のいずれかの方が目撃したホールインワンまたはアルバトロスが対象です。 (注1)原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金お支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて下表の内Aに記載されたいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。 (注2)達成証明資料(記録媒体に記録されたビデオ映像等)によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者の方の目撃は不要です。 (*1)同伴競技者以外の第三者とは、下表Aに該当する方(いずれか1名をいいます。(Bに該当する方の目撃は対象となりません。))	慣習として負担する次の費用をホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度にお支払いします。 ①同伴競技者、友人等への贈呈用記念品の購入費用(購入代金および郵送費用)。ただし、次の購入費用を除きます。ア.貨幣、紙幣 イ.有価証券 ウ.商品券等の物品切手 エ.プリペイドカード(被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したプリペイドカードの購入費用についてはお支払いの対象となります。) ②祝賀会費用(ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から3か月以内(祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から弊社にゴルフ競技を行う方について連絡いただき、弊社が承認したときは、ホールインワンまたはアルバトロスを達成した日から1年以内)に開催された祝賀会に限り。) ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成したゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として支出することが適当な社会貢献、自然保護またはゴルフ競技発展に役立つ各種費用(ただし保険金額の10%が限度となります。) (注1)他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ゴルフ場の経営者または使用人の方が、そのゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンまたはアルバトロス 等 「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算してのお支払い限度となります(例:保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算のお支払い限度額となります。)。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約等にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。
住宅内生活用動産(国内補償) UNIT-6	日本国内における偶然な事故によって、被保険者(保険の対象となる方)の居住の用に供される住宅内に所在する生活用動産で、被保険者または被保険者と生計を共にする親族が所有する物が住宅内において損害を受けた場合 (注)以下の物は保険の対象になりません。 ①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴカートおよびこれらの付属品②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品③携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物⑤動物および植物⑥手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 等	保険期間を通じ住宅内生活用動産保険金額を限度として保険価額(再調達価額※)を基準に算定した損害額(貴金属、宝石、美術品等は1個(1組)あたり30万円を限度とします。乗車券・通貨などは合計5万円を限度とします。)をお支払いします。また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いすることができます。 (注1)1回の事故ごとに損害額のうち免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。 (注2)他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象と同一の質・用途・規模・型・能力のものを再取得するのに要する金額。修理できる場合は修理費にもついで定めます。	●ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、保険金受取人の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害 ●戦争・内乱・暴動などによる損害(*) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害 ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ●置き忘れまたは紛失による損害 ●保険の対象が通常有する性質や性能の欠如による損害 ●保険の対象である液体の流出による損害 ●自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 ●すり傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故による損害 ●差し押え、徴収、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害 ●保険の対象の加工着手後に生じた損害 ●詐欺・横領による損害 ●修理、調整作業上の過失、技術の拙劣による損害 ●楽器の弦の切断、打楽器の打皮の破損、音質の変化等による損害 等 (*)[条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約]がセッ トされているため、テロ行為による損害は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
借家人賠償責任(国内補償) CN-17	日本国内において被保険者(保険の対象となる方)が借用または使用する保険証券記載の建物の戸室が被保険者の責めにより滅失、損傷または汚損した場合において、被保険者が借用戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することにより損害を被った場合 ①火災 ②破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。)	1回の事故につき、借家人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要とした費用等もお支払いできることがあります。 (注1) 損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者の故意による事故 ●戦争・内乱・暴動などによる事故(*) ●核燃料物質の有害な特性などによる事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●被保険者の心神喪失による事故 ●借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事による事故 ●被保険者と借用戸室の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任 等 (*)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による事故は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
修理費用(国内補償) CN-17	日本国内において次の事故により被保険者(保険の対象となる方)が借用または使用する保険証券記載の建物または住戸室に損害が生じた場合において、被保険者がその貸主との契約に基づき、自己の費用で修理した場合 ①火災、破裂または爆発(破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。) ②落雷 ③借用住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等。ただし、雨、雪、あられ、砂じん、粉じん等の落下や飛来、洪水等の水災、土砂崩れ等を除きます。 ④給排水設備に生じた事故または他の借用住宅で生じた事故による水濡れ ⑤騒ぎ・集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為 ⑥盗難 ⑦台風等の風災(洪水、高潮を除きます。)、ひょう災または雪災。ただし、借用住宅内部については、借用住宅またはその一部が風災、ひょう災、雪災によって直接損壊したために生じた損害に限ります。	1回の事故につき、修理費用保険金額を限度として保険金をお支払いします。(ただし、壁、柱、床、はり、屋根、階段等の建物の主要構造部やロビー、昇降機等の共同利用に供されるものの修理費用を除きます。) (注1) 1回の事故ごとに修理費用のうち免責金額(自己負担額)3,000円をご自身で負担していただきます。お支払いする保険金＝修理費用額－免責金額(自己負担額)3,000円 (注2) 他の保険契約または共済契約から保険金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	●ご契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反による事故 ●戦争・内乱・暴動などによる事故(*) ●核燃料物質の有害な特性などによる事故 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ●ご契約者、被保険者、借用住宅の貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による事故 等 (*)「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為による事故は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体保険にご加入いただくお客様へ(必ずお読みください)

契約概要・注意喚起情報のご説明

●本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款になりますが、ご不明点等につきましてはパンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。なお、主な保険約款については弊社ホームページ(<http://www.tokio-marine-nichido.co.jp/service/yakkan.html>)にも掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに約款を掲載していない商品もあります。

詳しくはパンフレット記載の問い合わせ先までお問い合わせください。)
●契約概要はご加入いただく保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
●注意喚起情報はご加入いただく保険のお申込みをいただくに際して、お客様にとって不利益となる事項等、特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入いただく前に必ずお読みください。
●ご家族等の方が被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方)をいいます。)となる場合には、本説明書の内容をご説明いただきますようお願い申し上げます。

※パンフレットおよび加入依頼書控等、加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。

契約概要のご説明

1.商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を被保険者(保険の対象となる方または補償を受けることができる方)をいいます。以下同様とします。)とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。この保険の名称、ご契約者となる団体やご加入いただける被保険者の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

(2)補償の内容・保険期間(保険のご契約期間)

①保険金をお支払いする主な場合、お支払いする保険金、②保険金をお支払いしない主な場合、③保険期間等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

注意喚起情報のご説明

1.補償の重複に関するご注意

被保険者またはそのご家族が既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。ニーズに合わせてご契約内容の見直しをご検討ください。なお、補償範囲の重複を避けるためにご契約内容を見直す場合、将来、補償を残したご契約を解約されること等、その補償がなくなってしまうことがありますのでご注意ください。

2.告知義務・通知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入依頼書等に関する注意事項等)

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから保険金等のお支払いが発生するリスクが高い方等が無条件にご加入されますと保険料負担の公平性が保たれません。
- このためご加入時には、告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)があります(取扱代理店は引受保険会社に代わって告知を受領することができます。告知義務の内容等についてはパンフレット等をご確認ください。特に健康状態に関する告知が必要な商品については、被保険者となられる方の健康状態に応じてお引受けを行っており、健康状態に関して告知いただいた内容によってはお引受けをお断りさせていただくことがあります。健康状態に関する告知は必ず被保険者となられる方ご自身が事実をありのままに正確にご回答ください。)
- もし、故意または重大な過失によって、告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、申込日から5年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。ただし、「告知義務

(3)引受条件(保険金額等)

この保険での引受条件(保険金額等)は予め定められたご契約タイプの中からお選びいただくこととなります。ご契約タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

2.保険料・払込方法

保険料はご加入いただくご契約タイプ等によって決定されます。保険料・払込方法については、パンフレット等をご確認ください。

3.満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

違反による解除の期間に関する特約」がセットされている場合(約款に同内容の規定がある場合を含みます)は、以下の取扱いとなります。

- ・保険期間が1年以内のご契約の場合：支払責任の開始日*1から1年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- ・保険期間が1年を超えるご契約の場合：支払責任の開始日*1から2年以内に、①告知いただいた内容が不正確であることが判明した場合や②保険金の支払事由が発生した場合に限り、「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。
- *1 ご契約を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日となります。

- ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係がない場合は、保険金をお支払いの対象となります。
- なお、ご加入を解除させていただく場合以外にもご契約の締結状況により保険金をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について、故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、経過年数に関わらず、保険金をお支払いできないことがあります。
- 加入依頼書は保険契約申込書の一部を成します。

(2)ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 通知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡していただきたい義務)や各種手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。ご連絡や手続き等がないと、ご加入を解除したり保険金をお支払いできないこと等があります。
- ご連絡いただいた内容によっては、保険料が変更になることがあります。なお、この場合には、加入依頼書等に記載の通知事項に内容の変更が生じた時以降の期間に対して算出した保険料を請求または返還します。

(3)次回更新契約のお引受け

保険金請求状況等によっては、次回以降の更新のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので予めご了承ください。ご加入時に特定の疾病等について保険金をお支払いしない条件でお引受けをした場合であっても、その保険商品の健康状態に関するすべての質問事項について新たに告知いただくことで、更新にあたりその特定の疾病等を保険金お支払いの対象とするご加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことや引受条件を制限させていただく場合がありますので、ご注意ください。

3.責任開始期

保険責任は、原則として、パンフレット等記載の保険期間の開始時から始まります。ただし、保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金お支払いの対象とならない期間がありますので、詳しくは、パンフレット等にてご確認ください。

4.保険金をお支払いしない主な場合等

(1)始期前発病不担保の取扱い変更

(約款上、始期前発病不担保の規定のある疾病または介護を保険金支払事由とする商品にかざります)
ご加入を更新されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等は保険金のお支払い対象とはなりません。(始期前発病不担保といえます。)
ただし、初年度契約の支払責任の開始日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因とする就業不能や入院等についても、初年度契約の支払責任の開始日から1年*2を経過した後開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払い対象となります。
*2 保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。

(2)その他

パンフレット等をご確認ください。

5.保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細は後記<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>等をご確認ください。

6.個人情報の取扱いについて

後記<個人情報の取扱いに関するご案内>もしくは加入依頼書等をご確認ください。

7.新たな保険契約への乗換えについて

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に次の点にご確認ください。

- ①現在のご加入を解約、減額等される場合の不利益事項
 - 多くの場合、返れい金はお払込保険料の合計額より少ない額となります。特にご加入後短時間で解約されたときの返れい金は、まったくないか、あってもごくわずかとなる場合があります。
- ②新たな保険契約にご加入される場合のご注意事項
 - 新たにご加入の保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りしたり、特定の疾病を補償対象外としてお引受けする場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険期間(新たにご加入の保険契約のご契約期間)の初日における被保険者の年齢等により計算される場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の保険料については、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なる場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約について告知をいただく際、告知されなかったり、事実と異なることを告知されると告知義務違反としてご加入が解除され保険金が支払われない場合があります。
 - 新たにご加入の保険契約の責任開始期前の発病等の場合は、保険金が支払われない場合があります。

8.被保険者からのお申し出による解約

被保険者からのお申し出によりその被保険者に係るご加入を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、被保険者となるご家族等の皆様にご説明いたしますようお願い申し上げます。

9.保険金のご請求・お支払いについて

(1)事故が発生した場合の手続き等

事故が発生した場合の手続き等についてはパンフレット等をご確認ください。

(2)保険金請求書類

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・交通事故証明書、事故発生場所の管理者の事故証明等の事故が発生したことまたは事故状況等を証明する書類または証拠
- ・住民票、戸籍謄本等の被保険者または保険の対象であることを確認するための書類または証拠
- ・レントゲン・MRI等の傷害または疾病の程度を証明する書類または証拠
- ・領収書等の被害が生じた物の価格を確認できる書類、被害が生じた物の写真および見積書等の修理等に要する費用を確認できる書類または証拠

- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、当会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類または証拠
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

※携行品一式特約付自動車総合保険、またはヨット・モーターボート総合保険の場合は、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- <携行品一式特約付自動車総合保険の場合>
 - ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
 - ・所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
 - ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
 - ・事故の発生した敷地内の見取図
 - ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
- ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- <ヨット・モーターボート総合保険の場合>
 - ・損害額を証明する書類(被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書、既に支払がなされた場合はその領収書および被害が生じた物の写真や画像データを含みます。)
 - ・保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書
 - ・被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者すべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ・保険金をお支払いする場合に該当することを証明する書類(被保険者の登記簿謄本、戸籍謄本、印鑑証明、会社案内、請負契約書、業務委託契約書等)
 - ・事故の原因・状況および被害の程度・金額を確認できる書類(公の機関が発行する事故証明書、被保険者の事故報告書、事故現場の写真、図面、被害物の写真、価額を確認できる書類、修理費用等の見積書、被害者の診断書、被害者の休業損害・逸失利益算定の基礎となる収入の額を示す書類等)
 - ・被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ・争訟費用等の費用の支出を証する領収書または精算書
 - ・被保険者は保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ・引受保険会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、引受保険会社が支払うべき保険金の額を算出するための書類

(3)代理人からの保険金請求

被保険者に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払を受けなければならない場合は、被保険者の配偶者等のご家族のうち引受保険会社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細は、パンフレット等記載の問い合わせ先までお問い合わせください。本内容については、ご家族の皆様にご説明いたしますようお願い申し上げます。

(4)賠償責任保険金等のお支払いについて

被保険者が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られます。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

10.共同保険について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、本説明書もしくはパンフレット等をご確認ください。

<引受保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>
引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、経営が破綻した場合には、ご加入される保険種類によりましては「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、所定の割合まで補償されます。「損害保険契約者保護機構」の補償対象保険種類および補償割合につきましては、下表をご確認ください。

保険種類	補償割合	
	保険金	返れい金等
フルガード保険特約付帯普通傷害保険	破綻後3か月間は100% 3か月経過後は80%	80%

<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社		
東京海上日動火災保険(株)(幹事保険会社)		
(株)損害保険ジャパン		

＜個人情報取扱に関するご案内＞

ご契約者である企業または団体は引受保険会社に加入依頼書に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ*3 各社は、本契約に関する個人情報(過去に取得したものを含まず)を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されます。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して個人情報を提供すること②契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、個人情報を他の損害保険会社、引受保険会社のグループ内の他の保険会社、社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社との間または引受保険会社と同社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること④再保険引受保険会社等における再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、個人情報を再保険引受会社等に提供すること⑤質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保等の担保権者における担保権の設定・変更・移転等に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、個人情報をご提供すること

*3「引受保険会社のグループ」のうち、東京海上グループについては、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動あんしん生命保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社等や、前記各社の子会社等を含みます。

引受保険会社のグループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、引受保険会社のグループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、引受保険会社(および引受保険会社のグループ各社)における個人情報の取扱いについては、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および各引受保険会社のホームページをご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険に関するご意見・ご相談:本説明書もしくはパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

事故のご連絡・ご相談:東京海上日動安心110番(事故受付センター)
(受付時間:365日24時間)



0120-119-110

“事故は119番-110番”

携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になります。

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)



0570-022808

受付時間:平日午前9時15分~午後5時
(土日・祝日はお休みとさせていただきます。)

ご加入の際のご注意

①告知義務(ご加入時に取扱代理店または引受保険会社に重要な事項を申し出ていただく義務)等

・加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に加入依頼書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合はご加入を解除することがあります。ご加入を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。ご注意ください(引受保険会社の代理店には告知受領権があります。)。この保険の普通保険約款では、告知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

●被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職業・職務
●他の保険契約等(*)を締結されている場合には、その内容(同時に申し込む契約を含みます。)

(*)他の保険契約等とは、全部または一部に対して支払責任が同じである保険契約または共済契約をいいます。なお、保険金ご請求時に、他の保険契約等の内容について確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

・加入される方(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属についても併せてご確認いただきますようお願いいたします。

②死亡保険金受取人の指定
死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合にはご加入が無効となります。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、取扱代理店までお申し出ください。

③保険金請求忘れのご確認について
継続してご加入いただく場合は、現在のご契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社まですぐにご連絡ください。なお、本パンフレットの内容は平成24年2月25日以降の補償内容です。それより前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

④ご加入内容を変更されている場合
ご加入内容変更をされている場合、お手元の更新加入依頼書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

⑤ご契約内容および事故報告内容の確認について 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いませぬ。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

⑥加入対象者 フルガード保険(個人型)(フルガード保険特約付帯普通傷害保険)の加入者は、静岡鉄道(株)およびその系列会社の役員・社員に限ります。

⑦団体割引について フルガード保険特約付帯普通傷害保険および団体医療保険についての被保険者(保険の対象となる方)ご本人の人数を合算して1,000人を下回った場合、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきますので、予めご了承ください。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

ご加入後のご注意

①ご加入内容の確認・保管
加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向通りのご加入内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いいたします。また、加入者票が到着するまでの間、加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点があれば、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

②告知義務(ご加入後に加入内容に変更が生じた場合に取扱代理店または引受保険会社に連絡していただく義務)
・加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。この保険の普通保険約款では、通知事項は、以下の事項となります(詳細は加入依頼書等をご確認ください。)

●被保険者(ご本人)の職業・職務(*)

(*)普通傷害保険においては、下記の職業・職務に変更となる場合には、引受保険会社からご案内するご加入内容に変更いただいたり、ご加入を解除させていただくことがあります。詳細は、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

オートデスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、モーターボート競争選手(水上オートバイを含む)、自転車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含む)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含む)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の身体・生命の危険度の高い職業・職務

③ご加入後の変更

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。加入内容変更をいただいでから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念の為、連絡先の担当者へ、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

もし事故が起きたときは

・事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

・保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

・ケガを被ったときすでに存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。

・損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、必ず事前に引受保険会社にご相談ください。引受保険会社の承認がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、ご注意ください。

●この保険契約は、静岡鉄道(株)を被保険者とするフルガード保険特約付帯普通傷害保険の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として静岡鉄道(株)が有します。

●このパンフレットはフルガード保険特約付帯普通傷害保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払条件、ご加入手続、その他ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。また、加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合はこのパンフレットの内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

●静鉄保険サービス(株)は、保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づいて、保険契約の締結、契約の管理業務等について代理業務を行っています。従いまして、取扱代理店と締結され有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

1

保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

確認してチェックしましょう!

注意:チェックしてもご提出は不要です。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)、お支払いする保険金

保険金額(ご契約金額)

保険期間(保険のご契約期間)

保険料・保険料払込方法

2

加入依頼書の記載事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書を訂正してください。また、下記の記載事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

〈フルガード保険〉「フルガード保険(個人型)にご加入の場合」ご確認ください。

加入依頼書の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくなっているかご確認いただきましたか?

各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別Aに該当する方:「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方

○職種級別Bに該当する方:「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)

加入依頼書の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?

3

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)の内容についてご確認いただきましたか?

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いしない主な場合等」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」、「補償の重複に関するご注意*」が記載されていますので必ずご確認ください。

*例えば、賠償責任が補償されるご契約の場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が完全に重複することがあります。